

## 第3章 監査の結果及び意見

### 第1節 歳入事務

#### 第1項 使用料

##### 1. 使用料の内訳と年度推移

使用料の主な内訳と各年度の収入額は次のとおりである。

○使用料収入の各年度の主な内訳

(単位:円)

節	事項	平成27年度	平成28年度	平成29年度
自転車等駐車場使用料		646,173,750	681,139,830	742,797,750
道路占用料	電力関係	1,010,339,892	1,035,337,892	1,009,805,869
	ガス関係	495,908,149	513,158,369	512,303,381
	電話関係	717,328,453	745,549,198	734,590,964
	その他	146,345,562	162,523,528	187,219,425
	計	2,369,922,056	2,456,568,987	2,443,919,639
溝渠使用料		12,591,017	11,257,898	10,851,592
公園使用料		144,891,637	151,371,217	157,592,241
行政財産目的外使用料		253,740	194,164	258,462
船着場使用料		380,100	391,800	793,750
計		<b>3,174,212,300</b>	<b>3,300,923,896</b>	<b>3,356,213,434</b>

以下、各項目についての監査所見を述べていく。

##### 2. 監査対象、監査手続及び監査の結果

###### (1) 自転車等駐車場使用料

###### 1) 監査対象項目の概要

自転車等駐車場使用料とは、「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」及び「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則」(以下、「条例等」という。)に規定される、有料制及び

登録制の区営自転車等駐車場の利用承認を受けた者が前納する使用料又は登録手数料（以下、「使用料等」という。）である。

①自転車等駐車場使用料の収入額の推移

自転車等駐車場使用料の各年度の収入額は次のとおりである。

（単位：円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自転車等駐車場使用料	646, 173, 750	681, 139, 830	742, 797, 750

②有料制区営自転車等駐車場使用料

条例等に記載される有料制区営自転車等駐車場使用料は次のとおりである。

種別		使用料
自転車	一時利用	1日につき200円を限度とし、条例等で定める額。ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受け、使用料を支払う場合は、24時間につき200円を限度とする。
	定期利用	1月につき2,000円を限度とし、条例等で定める額
原動機付自転車	一時利用	1日につき200円を限度とし、条例等で定める額
	定期利用	1月につき3,000円を限度とし、条例等で定める額
自動二輪車	一時利用	1日につき400円を限度とし、条例等で定める額
	定期利用	1月につき6,000円を限度とし、条例等で定める額

③有料制区営自転車等駐車場の設置場所

大田区では、下記の有料制区営自転車等駐車場を運営している。

条例等に規定される、名称、設置場所、料金区分及び使用料金は以下のとおりである。

自転車駐車場名称	位置	区分	自転車使用料	原動機付自転車使用料	
大森駅東口	大田区大森 北一丁目1 番・12番先	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	地下1階1月につき	2,000円	
			1階1月につき	2,000円	
			2階1月につき	1,800円	
			3階1月につき	1,000円	
			上記以外1月につき	1,400円	
大森駅西口	大田区山王 二丁目8番	一時利用	1日につき 100円		
		定期利用	1月につき 1,200円		
大森駅入新井	大田区大森 北一丁目39番 大田区大森 北四丁目27番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	1階1月につき	1,700円	1月につき 3,000円
			2階1月につき	1,200円	
定期利用	上記以外1月につき	1,400円			
大森駅入新井公園	大田区大森 北一丁目20番	定期利用	1月につき 1,400円		
大森複合施設ビル地下	大田区大森 北一丁目10番14号	一時利用	利用開始から3時間は無料。3時間を超える場合は、その時点から9時間は100円。以降、12時間につき100円。		
大森駅西口臨時	大田区山王 二丁目3番	一時利用	12時間につき 100円		
平和島駅前 国道下	大田区大森 北六丁目29番先	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円	
		定期利用	上段1月につき	1,500円	1月につき 3,000円
上記以外1月につき	1,900円				
大森町駅	大田区大森 西三丁目21番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		
		定期利用	1階1月につき	2,000円	
			2階1月につき	1,800円	
梅屋敷駅	大田区大森 西六丁目15番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。		

		定期利用	1階1月につき 2,000円	
			2階1月につき 1,800円	
馬込駅前	大田区東馬 込一丁目30 番先	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円
		定期利用	1階1月につき 2,000円	1月につき 3,000円
			2階1月につき 1,600円	
			3階1月につき 800円	
西馬込駅前	大田区西馬 込二丁目20 番	一時利用	1日につき 100円	
		定期利用	地下1階下段1月につき 1,800円	
			上記以外1月につき 1,500円	
池上駅前	大田区池上 六丁目8番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円
		定期利用	1階1月につき 1,600円	1月につき 3,000円
			2階1月につき 1,300円	
			3階1月につき 600円	
大森海岸駅前臨時	大田区大森 北二丁目18 番先	一時利用	12時間につき 100円	
多摩川駅前	大田区田園 調布一丁目 53番・55番・ 56番先	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円
		定期利用	下段1月につき 2,000円	1月につき 3,000円
			53番先北側については、1月につき 1,000円	
			上記以外1月につき 1,700円	
田園調布駅南	大田区田園 調布二丁目 62番	一時利用	24時間につき 100円	1日につき 200円
			ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受けることができない場合は1日につき 100円	
		定期利用	1月につき 1,700円	1月につき 3,000円
長原駅前	大田区上池 台一丁目18 番	一時利用	24時間につき 100円	1日につき 200円
			ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受けることができない場合は1日につき 100円	
		定期利用	1月につき 1,300円	1月につき 3,000円
大岡山駅前地下	大田区北千 東三丁目27 番先	一時利用	24時間につき 100円	
			ただし、自動発券機等の機械により利用承認を受けることができない場合は1日につき 100円	
		定期利用	1月につき 2,000円	1月につき 3,000円

石川台駅前	大田区東雪 谷二丁目 24 番	一時利用	1 日につき	100 円	
		定期利用	1 月につき	2,000 円	
石川台駅線 路脇	大田区東雪 谷二丁目 4 番・6 番先	定期利用	1 月につき	1,700 円	1 月につき 3,000 円
御嶽山駅前 第一	大田区北嶺 町 11 番	一時利用	12 時間につき	100 円	
御嶽山駅前 第二	大田区北嶺 町 37 番	一時利用	12 時間につき	100 円	
久が原駅前	大田区南久 が原二丁目 7 番	一時利用	12 時間につき	100 円	
久が原駅前 第二	大田区東嶺 町 34 番	定期利用	1 月につき	1,700 円	
洗足池公園 前	大田区南千 束二丁目 33 番先	一時利用	12 時間につき	100 円	
蒲田駅西口	大田区西蒲 田八丁目 1 番先	一時利用	1 日につき 200 円。ただし、4 時間以 内の場合は 150 円を返還する。		
		定期利用	1 階 1 月につき	2,000 円	
			3 階 1 月につき	1,000 円	
蒲田駅東口	大田区蒲田 五丁目 12 番 先	一時利用	1 日につき 200 円。ただし、4 時間以 内の場合は 150 円を返還する。		
		定期利用	1 階 1 月につき	2,000 円	
			3 階 1 月につき	1,000 円	
蒲田交差東 口	大田区蒲田 五丁目 3 番 先	定期利用	1 月につき	1,200 円	
日本工学院 地下	大田区西蒲 田五丁目 24 番	一時利用	24 時間につき	100 円	
		定期利用	地下 1 階 1 月につき	1,200 円	
			地下 2 階下段 1 月につき	1,000 円	
		地下 2 階上段 1 月につき	600 円		
下丸子駅前	大田区下丸 子三丁目 1 番	一時利用	24 時間につき	100 円	
			ただし、自動発券機等の機械により利	100 円	

	先		用承認を受けることができない場合は1日につき	
		定期利用	下段1月につき 1,700円	1月につき 3,000円
			上段1月につき 1,100円	
			上記以外1月につき 1,700円	
京急蒲田駅 西口	大田区蒲田 四丁目16番	一時利用	24時間につき 100円	
		定期利用	1月につき 1,400円	
京急蒲田駅 本線高架下	大田区蒲田 四丁目48番 先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。	
		定期利用	1月につき 2,000円	
京急蒲田駅 空港線高架 下	大田区南蒲 田一丁目20 番先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から10時間は100円。以降、12時間につき100円。	
		定期利用	1月につき 2,000円	
産業プラザ 横	大田区南蒲 田一丁目20 番	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から22時間は100円。以降、24時間につき100円。	
		定期利用	1月につき 1,200円	
アロマ地下	大田区蒲田 五丁目37番	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円
		定期利用	下段1月につき 1,700円	1月につき 3,000円
			上段1月につき 1,200円	
蒲田駅東口 環八横	大田区蒲田 五丁目47番 先	一時利用	利用開始から2時間は無料。2時間を超える場合は、その時点から22時間は100円。以降、24時間につき100円	
		定期利用	1階1月につき 1,800円	
			2階1月につき 1,200円	
			3階1月につき 600円	
蒲田駅消費 者生活セン ター横	大田区蒲田 五丁目13番	一時利用	1日につき 100円	
		定期利用	2階1月につき 1,200円	
			3階1月につき 700円	
蒲田駅東口 陸橋下	大田区蒲田 五丁目13番 先	一時利用	1日につき 100円	1日につき 200円
		定期利用	下段1月につき 1,200円	1月につき 3,000円
			上段1月につき 700円	
区役所本庁	大田区蒲田	一時利用	24時間につき 100円	

舎前	五丁目 40 番				
蒲田五丁目 45 番	大田区蒲田 五丁目 45 番	定期利用	1 月につき 1,600 円		
蒲田駅西口 御園	大田区西蒲 田七丁目 70 番先	一時利用	利用開始から 3 時間は無料。3 時間を超える場合は、その時点から 9 時間は 100 円。以降、12 時間につき 100 円。		
		定期利用	1 月につき 1,200 円		
蒲田駅西蒲 田公園	大田区西蒲 田八丁目 6 番	一時利用	1 日につき 100 円	1 日につき 200 円	
		定期利用	下段 1 月につき 1,200 円	1 月につき 3,000 円	
			上段 1 月につき 500 円		
蒲田駅西口 環八下	大田区新蒲 田一丁目 1 番	一時利用	24 時間につき 100 円	1 日につき 200 円	
		定期利用	1 月につき 1,700 円	1 月につき 3,000 円	
蒲田駅西口 呑川横	大田区西蒲 田五丁目 13 番先	一時利用	利用開始から 2 時間は無料。2 時間を超える場合は、その時点から 10 時間は 100 円。以降、12 時間につき 100 円。		
蓮沼	大田区西蒲 田七丁目 38 番先	一時利用	利用開始から 2 時間は無料。2 時間を超える場合は、その時点から 22 時間は 100 円。以降、24 時間につき 100 円。	1 日につき 200 円	
		定期利用	1 月につき 1,400 円	1 月につき 3,000 円	
矢口渡駅前	大田区多摩 川一丁目 19 番・20 番先	一時利用	1 日につき 100 円		
		定期利用	下段 1 月につき 1,500 円		
			上段 1 月につき 900 円		
雑色駅西口	大田区仲六 郷二丁目 29 番	一時利用	利用開始から 2 時間は無料。2 時間を超える場合は、その時点から 10 時間は 100 円。以降、12 時間につき 100 円	1 日につき 200 円	
		定期利用	1 月につき 1,600 円	1 月につき 3,000 円	
雑色駅高架 下	大田区仲六 郷二丁目 40 番先大田区 仲六郷三丁 目 7 番先	一時利用	利用開始から 2 時間は無料。2 時間を超える場合は、その時点から 10 時間は 100 円。以降、12 時間につき 100 円。		
		定期利用	仲六郷二丁 目 40 番先	1 階 1 月につき 2,000 円	
				2 階 1 月につき 1,800 円	
			仲六郷三丁 目 7 番先	1 階 1 月につき 1,700 円	
				2 階 1 月につき 1,500 円	
穴守稲荷駅	大田区羽田	一時利用	1 日につき 100 円		

前	四丁目 11 番	定期利用	下段 1 月につき	2,000 円	
			上段 1 月につき	1,200 円	
天空橋駅前	大田区羽田 空港一丁目 1 番	一時利用	1 日につき	100 円	1 日につき 200 円
		定期利用	1 月につき	1,400 円	1 月につき 3,000 円
糀谷駅	大田区西糀 谷四丁目 12 番先	一時利用	利用開始から 2 時間は無料。2 時間を超える場合は、その時点から 10 時間は 100 円。以降、12 時間につき 100 円。		
		定期利用	1 階 1 月につき	2,000 円	
			2 階 1 月につき	1,800 円	
糀谷駅前地下	大田区西糀 谷四丁目 29 番 16 号	一時利用	利用開始から 2 時間は無料。2 時間を超える場合は、その時点から 10 時間は 100 円。以降、12 時間につき 100 円。		
		定期利用	1 月につき	1,800 円	

## 2) 実施した監査手続

- ・ 所管課に対するヒアリング
- ・ 各駐車場の利用状況の分析
- ・ 関係諸書類の閲覧
- ・ 収納事務受託業者による「収納金日報」「収納金月報」の閲覧及び無作為サンプリングによる検証

## 3) 監査の結果

- ・ 各駐車場の稼働状況について

平成 29 年度の自転車等駐車場の契約率・利用率に関する資料(以下、「利用状況資料」という。)を基礎として、駐車場の稼働状況の分析を行った。

入手した各月の利用状況資料に基づき年間の利用状況を算出した後、「契約率」または「一時利用率」が低いものを抽出した。

その結果、年間の契約率または一時利用率が 60%未満であった駐車場は次のとおりである。

(どの程度の稼働率をもって、稼働率が低いとするかは種々の意見があると思われるが、ここでは、60%を一応の目安としている。)

ア. 年間の契約率または一時利用率が 60%未満の駐車場

駐車場名称	契約率(%) (*1)	一時利用率(%) (*2)
下丸子駅前自転車駐車場	49.9	195.5
京急蒲田駅西口	(*4)－	39.0
蒲田駅西蒲田公園	85.7	45.8
産業プラザ横自転車駐車場	65.0	24.7
蓮沼自転車駐車場	45.1	30.8
雑色駅高架下自転車駐車場	59.8	52.2
糀谷駅前地下自転車駐車場	42.3	12.7
池上駅前自転車駐車場(*3)	53.2	78.4
大森町駅自転車駐車場(*3)	47.7	18.6
梅屋敷駅自転車駐車場	62.6	32.5
大森海岸駅前臨時自転車駐車場(無人)	(*4)－	56.5
御嶽山駅前第二自転車駐車場	(*4)－	58.3

備考:

(\*1) 契約率＝契約者数／契約者用駐車場定数

(\*2) 一時利用率＝一時利用者数／一時利用者用駐車場定数

(\*3) 池上駅前、大森町駅については、利用状況資料の平成 29 年 10 月分の契約率が、以下の算式で計算されていたため、未更新数を除いた数値に補正している。

契約率

＝[契約者数＋未更新数(毎月末の更新期間中に更新手続を行わなかった者)]  
÷ 契約者用駐車場定数

(\*4) 「－」のものは、定期契約利用がない駐車場である。

イ. 分析及び意見

稼働率が低い要因として以下のようなものが考えられる。

《低稼働率の要因》

- ① 周辺住民・周辺環境の自転車利用率の低さ
- ② 潜在的利用者の駐車場に対する認知度の低さ
- ③ 料金設定と利用者の享受する便益が一致しない

上記の要因を考慮するならば、稼働率の高い駐車場を運営していくために必要な観点として以下が考えられよう。

- ① 駐車場設置時の周辺環境の予備調査
- ② 潜在的利用者に対する周知
- ③ 利用者の負担費用と便益を勘案した料金設定
- ④ 無料利用時間の設定による利用率の向上

### (意見 No. 1)

放置自転車や違法駐車を減らすことは、交通安全、防災及び景観美化の観点から、重要な課題である。

これらの課題解決のために、駐車場の設営を行うことは重要な解決策の一つである。

今後とも、駐車場の設置・運営については、事前調査、運営状況の適切なモニタリング等を通じて、より一層効果的な経営を行っていく必要がある。

## (2) 道路占用料

### 1) 監査対象項目の概要

#### ① 占用の意義

占用とは、「道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする」(道路法第 32 条) ことをいい、この場合、「道路管理者の許可を受けなければならない。」(同法同条) とされている。

道路法第 32 条 1 項の各号に掲げられる占用物件は次のとおりである。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

## ②道路占用料の意義

道路占用料とは、道路法に基づく道路の占用について、「大田区特別区道路占用規則」及び「大田区特別区道路占用料等徴収条例」（以下、「条例等」という。）の規定に従って、道路占用者から徴収するものである。

## ③占用物件及び占用料の一覧

条例等に規定される占用物件及びそれに対応する占用料は次のとおりである。

占用物件		占用料	
		単位	金額
道路法(以下「法」という。)第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	6,930円
	第二種電柱		10,600円
	第三種電柱		14,300円
	第一種電話柱		5,370円
	第二種電話柱		8,680円
	第三種電話柱		11,970円
	その他の柱類		610円
	共架線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	61円
	地下電線その他地下に設ける線類		37円
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	6,070円
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	3,710円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	12,300円	
広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	18,300円	
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	12,300円	
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.04メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	140円
	外径が0.04メートル以上0.07メートル未満のもの		260円
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの		370円
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの		550円

	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの			740円
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの			1,110円
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの			1,480円
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの			2,600円
	外径が0.70メートル以上1.0メートル未満のもの			3,710円
	外径が1.0メートル以上のもの			7,430円
法第32条第1項第3号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		10,410円
法第32条第1項第4号に掲げる施設		占用面積1平方メートルにつき1年		12,300円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて得た額
	上空に設ける通路			9,180円
	地下に設ける通路			5,510円
	その他のもの			8,190円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	180円
	商品置場、その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	18,300円
道路法施行令 (以下、「令」という。)第7条第1号に掲げる物件	看板(アーチ式であるものを除く。)		表示面積1平方メートルにつき1年	18,300円
	標識		1本につき1年	9,910円
	旗ざお及び幕	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1日	180円
		その他のもの	占用面積1平方メートル又は1本につき1年	18,300円
アーチ式工作物	車道を横断するもの	1基につき1年	183,700円	

		その他のもの		91,800円
令第7条第2号に掲げる工作物			占有面積1平方メートルにつき1年	12,300円
令第7条第3号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料置場	板囲、足場その他の工事用施設及び工事用材料置場		占有面積1平方メートルにつき1年	18,300円
	危険防止施設			6,000円
	詰所			18,300円
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			占有面積1平方メートルにつき1年	12,300円
令第7条第8号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設並びに同条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.006を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	建築物	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額

		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.024を乗じて得た額
令第7条第13号に掲げる施設	上空、トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	階数が1のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3のもの		Aに0.011を乗じて得た額
		階数が4以上のもの		Aに0.012を乗じて得た額
	その他のもの			Aに0.024を乗じて得た額

備考：

(1) 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(2) 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

(3) 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

(4) 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。ただし、看板で両面を使用するものは、裏面の表示面積については5割減とする。

(5) Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。

(6) 表示面積、占有面積若しくは占有物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数がある

ときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。

(7) 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもつて計算し、さらに1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。

(8) 占用料の額は、占用料の欄に定める金額に、占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、占用料の欄に定める金額に各年度における占用の期間に相当する期間を占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

#### ④道路占用料の収入額の推移

道路占用料の各年度の収入額は次のとおりである。

(単位：円)

節	事項	平成27年度	平成28年度	平成29年度
道路占用料	電力関係	1,010,339,892	1,035,337,892	1,009,805,869
	ガス関係	495,908,149	513,158,369	512,303,381
	電話関係	717,328,453	745,549,198	734,590,964
	その他	146,345,562	162,523,528	187,219,425
	計	2,369,922,056	2,456,568,987	2,443,919,639

#### 2) 実施した監査手続

- ・ 占用物件の一覧の入手
- ・ 道路占用台帳（占用に関するオンラインシステム上の道路占用台帳、他は道路占用台帳を兼ねる道路占用受付簿）の閲覧
- ・ 無作為サンプリングした案件につき、関係諸書類の閲覧
- ・ 無作為サンプリングした案件に関する占用料の検算

#### 3) 監査の結果

##### (意見 No. 2)

関係書類の閲覧の結果、次のような不備が散見された。

新規/更新/変更	收受番号	指摘事項
更新	都道道収 291034 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路占用許可申請内容・協議内容写の数量修正に訂正印なし</li> <li>・ 道路占用許可申請協議書の数量修正に訂正印なし</li> </ul>

新規/更新/変更	收受番号	指摘事項
新規	29 都道道収 548 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占用許可申請内容写の数量記載等の修正に訂正印なし</li> <li>・道路占用許可申請書の数量記載等の修正に訂正印なし</li> </ul>
新規	29 都道道収 24 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路占用許可申請内容写の「占用の期間」、「工事の期間」の記載内容の修正に訂正印はあるが、申請者でも担当者でもない者の印である。</li> <li>・道路占用許可申請書の「占用の期間」、「工事の期間」の記載内容の修正に訂正印はあるが、申請者でも担当者でもない者の印である。</li> </ul>

また、道路占用台帳を兼ねる道路占用(有料)受付簿に以下の誤記があった。

新規/更新/変更	收受番号	指摘事項
更新	29 都道道収 295188 号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳の收受日は、29 年 3 月 24 日となっているが、道路占用許可申請内容/協議内容写では、收受印日付は 30 年 3 月 9 日となっている。</li> <li>・台帳の收受番号は、291012 となっているが、道路占用許可申請内容/協議内容写では、29 都道道収 295188 号となっている。</li> </ul>

関係書類の記載不備や台帳の誤記等は、適宜適切に訂正・保全されることが必要である。

### (3) 溝渠使用料

#### 1) 監査対象項目の概要

##### ① 溝渠使用料の意義

溝渠使用料とは、「大田区公共物管理条例」及び「大田区公共物管理条例施行規則」に規定される、大田区に存する公共物（溝渠）を占用するものが納付する使用料である。

##### ② 公共物の意義

「大田区公共物管理条例」において「公共物」とは、以下の(1) (2)に掲げる

もので一般公共の用に供するため区長が管理するものをいい、その付属物（公共物に付属する工作物、物件又は施設をいう。）を含むものとする。

(1)大田区区有通路条例（平成 14 年条例第 25 号）により設置された区有通路、認定外道路、水路を埋め立てた通路等の道路法（昭和 27 年法律第 180 号）が適用されない道路

(2)河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用されない、又は準用されない河川、水路その他これらに類するもの

### ③溝渠使用料の収入額の推移

溝渠使用料の各年度の収入額は次のとおりである。

（単位：円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
溝渠使用料	12,591,017	11,257,898	10,851,592

### 2)実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・関係書類の閲覧
- ・溝渠使用料の検算

### 3)監査の結果

（指摘事項なし）

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

### (4)公園使用料

#### 1)監査対象項目の概要

##### ①公園使用料の内訳

平成 29 年度の公園使用料の構成要素は次のとおりである。

	項目	件数	金額
①	公園占用料	337 件	16,477,347 円
②	公園の使用料	31,326 件	9,515,094 円
③	公園等駐車場使用料		128,893,800 円
④	ふるさと浜辺公園水面管理防災施設 クレーン使用料	51 件	2,706,000 円
	公園使用料		157,592,241 円

## ②公園使用料の収入額の推移

公園使用料の各年度の収入額は次のとおりである。

(単位：円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
公園使用料	144,891,637	151,371,217	157,592,241

## 2)公園使用料の各構成要素についての検討

### ①公園占用料

#### ア.概要

公園占用料とは、「大田区立公園条例」に規定される、電柱・埋設管等による占用や、写真撮影・ロケーションや運動会等に利用される場合に徴収される利用料金である。

#### イ.実施した監査手続

- ・所管課へのヒアリング
- ・公園占用申請書類、占用料納付書類等の閲覧

#### ウ.監査の結果

##### (指摘事項なし)

関係諸書類をサンプリングし、調査したところ、特に問題となる点はなかった。

### ②公園の使用料

#### ア.概要

公園の使用料とは、「大田区立公園条例」第 14 条、第 15 条及び「大田区立公園条例施行規則」に規定される有料公園及び有料施設の使用料である。

具体的には、次の公園施設等の使用料である。

○区立の有料公園及び有料施設

施設名称	件数	金額（円）
キャンプ場	845 件	1,910,100
（平和島公園キャンプ場）	（734 件）	（1,665,650）
（本門寺公園キャンプ場）	（111 件）	（244,450）
池上梅園	29,352 件	3,646,840
（集会室（和室）、茶室）	（820 件）	（909,240）
（入場料）	（28,532 人）	（2,737,600）
田園調布せせらぎ公園	700 件	1,888,600
（集会室）	（430 件）	（716,000）
（多目的室）	（270 件）	（1,172,600）
東糀谷防災公園 多目的室	412 件	503,000
萩中公園水泳場 売店ラック	2 件	70,380
平和島公園水泳場 売店ラック	4 件	351,848
東調布公園水泳場ロッカー設置	7 件	842,160
大森ふるさとの浜辺公園売店設置	3 件	290,406
大森ふるさとの浜辺公園休憩所自販機設置	1 件	11,760
公園使用料 合計	31,326 件	9,515,094

備考：（ ）書きは内数

イ. 実施した監査手続

- ・所管課へのヒアリング
- ・サンプル（池上梅園）の利用状況資料の閲覧
- ・利用件数と利用料金との関連についての分析的手続

ウ. 監査の結果

**（指摘事項なし）**

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

③公園等駐車場使用料

ア. 概要

公園等駐車場使用料とは、「大田区立公園条例」「大田区立大森ふるさとの浜辺公園条例」「大田区立公園駐車場管理規則」に規定される駐車場使用料である。

#### (ア) 駐車場使用料金

条例等に規定される駐車場使用料金は次のとおりである。

種別	単位	使用料
普通使用料(*1)	多摩川ガス橋緑地駐車場 多摩川緑地駐車場 多摩川六郷橋緑地駐車場 自動車1台・1回	500円
	上記以外の駐車場 自動車1台・30分ごと	100円
特別使用料(*2)	自動車1台・30分ごと	300円

備考:

(\*1) 普通使用料は、車高（積載物又は取付物の高さを含む。）2.60メートル未満かつ車長5メートル以下の自動車に適用する。

(\*2) 特別使用料は、(\*1)以外の自動車に適用する。

#### (イ) 有料駐車場の名称

平成29年度現在、大田区では、次の有料駐車場を運営している。

- ・ 平和の森公園駐車場
- ・ 平和島公園駐車場
- ・ 大森ふるさとの浜辺公園駐車場
- ・ 萩中公園駐車場
- ・ 本羽田公園駐車場
- ・ 下丸子公園駐車場
- ・ 池上梅園駐車場
- ・ 東調布公園駐車場
- ・ 田園調布せせらぎ公園駐車場
- ・ 多摩川ガス橋緑地駐車場
- ・ 多摩川緑地駐車場
- ・ 多摩川六郷橋緑地駐車場
- ・ 東糀谷防災公園駐車場

#### イ. 実施した監査手続

- ・ 所管課へのヒアリング
- ・ 収納金日報、収納金月報、駐車場管理収納業務状況報告書等の閲覧

- ・無作為サンプリングに基づく、利用件数の根拠証憑の閲覧
- ・利用件数と利用料金との関連についての分析的手続
- ・計上額の妥当性の検証

#### ウ. 監査の結果

##### (指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

#### ④大森ふるさとの浜辺公園水面管理防災施設 クレーン使用料

##### ア. 概要

「大田区立大森ふるさとの浜辺公園条例」に規定される水面管理防災施設の利用料である。

水面管理防災施設とは、災害時における避難場所等への緊急物資搬入及び公園の水面管理に資するため、大森ふるさとの浜辺公園に設けられるものであり、防災栈橋、上下架施設及び一時保管所で構成されている。

これらは、上記目的で利用されるが、区長の許可を得た場合、船舶（船舶と一体の付属物を含む。）の上下架を行おうとする者に有料施設として利用させることができる、とされている。

##### イ. 実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・サンプリングにて、使用申請書、船舶検査済証書(写)、使用承認書、収納金日報の照合

#### ウ. 監査の結果

##### (指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

#### (5) 行政財産目的外使用料

##### 1) 監査対象項目の概要

##### ① 行政財産目的外使用の意義

行政財産目的外使用とは、「大田区公有財産管理規則」に基づき、行政財産を他の者が占有することである。

## ②目的外使用されている行政財産

平成 29 年度に、目的外使用されている行政財産が存する施設の概要は次のとおりである。

- ・大森入新井自転車駐車場
- ・池上駅前自転車駐車場
- ・多摩川台公園

## ③行政財産目的外使用料の金額

行政財産については、原則、「大田区行政財産使用料条例」に基づき計算、徴収されている。

但し、大森入新井自転車駐車場は、従来は公園であったため、その使用料の計算は、「大田区立公園条例」に基づく占用料計算に準じて行われている。

## ④行政財産目的外使用料の推移

行政財産目的外使用料の各年度の収入額は次のとおりである。

(単位:円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
行政財産目的外使用料	253,740	194,164	258,462

## 2) 実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・関係書類の閲覧
- ・使用料の計算突合

## 3) 監査の結果

### (指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

## (6) 船着場使用料

### 1) 監査対象項目の概要

船着場使用料とは、「大田区船着場条例」「大田区船着場条例施行規則」(以下、「条例」等という。)に規定される、船着場の使用の承認を受けた者が前納しなければならない使用料である。

①船着場使用料の収入額の推移

船着場使用料の各年度の収入額は次のとおりである。

(単位:円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
船着場使用料	380,100	391,800	793,750

②船着場の名称及び位置

大田区が運営する、2 か所の船着場の名称及び位置は、次の表のとおりである。

名称	位置
羽田空港天空橋船着場	大田区羽田空港一丁目1番2号
大森ふるさとの浜辺公園船着場	大田区ふるさとの浜辺公園1番2号

③船着場の使用料金

条例等に規定される船着場使用料は、次の表のとおりである。

船舶の区分	1 隻につき 1 回当たりの使用料	
	1 日 1 回使用する場合	1 日 2 回以上使用する場合
旅客定員 45 人以上	5,000 円	4,000 円
旅客定員 13 人以上 44 人以下	2,000 円	1,500 円
旅客定員 12 人以下	600 円	450 円

2) 実施した監査手続

- ・ 所管課に対するヒアリング
- ・ 船舶の船着場接岸に関する資料の閲覧
- ・ 使用料の計算突合

3) 監査の結果

(指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

## 第2項 手数料

### 1. 手数料の内訳と年度推移

手数料の内訳及び各年度の収入額は次のとおりである。

○手数料収入の各年度の内訳

(単位：円)

節	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自転車等駐車場登録手数料	13,827,000	6,604,000	5,583,000
放置自転車等撤去手数料	59,703,000	52,096,000	45,176,000
証明手数料	415,500	463,200	439,200
屋外広告物許可手数料	20,065,460	17,403,400	16,800,720
計	<b>94,010,960</b>	<b>76,566,600</b>	<b>67,998,920</b>

以下、各項目についての監査所見を述べていく。

### 2. 監査対象、監査手続及び監査の結果

#### (1) 自転車等駐車場登録手数料

##### 1) 監査対象項目の概要

「大田区自転車等放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」第15条に規定される、登録制の区営自転車駐車場の利用承認を受けた者が納入する登録手数料である。

##### ①登録制区営駐車場の意義

登録制区営自転車駐車場とは、道路上に設置される管理室を有しない駐車場である。

年に一回、申請書による申込で機械システムによる抽選が行われ、利用者が決定されるが、募集台数を超える応募があった場合は、身体に障がいがあり、日常生活で自転車などの利用が欠かせない者や区内在住で自転車等駐車場の最寄り駅から優先距離以上離れた場所に居住している者は優先される。

##### ②自転車等駐車場登録手数料の各年度の推移

各年度の収入額は次のとおりである。

(単位：円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自転車等駐車場登録手数料	13,827,000	6,604,000	5,583,000

各年度の自転車等駐車場登録手数料が減少傾向を示している。

平成 29 年度は、対平成 27 年度比で 59.6%減となっている。これは、平成 28 年度から登録制自転車等駐車場数・募集台数が減少したためとの回答を得ている。

なお、以下に各年度の登録手数料及び、駐車場数、募集台数について参考情報として掲げる。

#### 《参考》

各年度の登録手数料及び、駐車場数、募集台数

項目	年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自転車等駐車場登録手数料		13,827,000 円	6,604,000 円	5,583,000 円
翌年度登録制自転車等駐車場数		16 か所	13 か所	13 か所
自転車募集台数		3,099 台	1,499 台	1,464 台
原動機付自転車募集台数		35 台	5 台	5 台
自動二輪車募集台数		23 台	0 台	0 台

#### ③登録手数料の金額及び登録台数

登録制区営自転車等駐車場登録手数料は次のとおりである。

種別	登録手数料
自転車	1 年 1 台につき 3,000 円
原動機付自転車	1 年 1 台につき 4,000 円
自動二輪車	1 年 1 台につき 8,000 円

平成 29 年度においては、原動機付自転車 3 件、自転車 1,857 台の登録がされている。

#### 2) 実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・関連資料の閲覧
- ・応募・抽選状況等に関する資料の分析
- ・無作為サンプル抽出による手数料収入の検算

### 3) 監査の結果

#### (指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

#### (2) 放置自転車等撤去手数料

##### 1) 監査対象項目の概要

放置自転車等撤去手数料とは、「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例」第12条の2及び「大田区自転車等の放置防止及び自転車等駐車場整備に関する条例施行規則」第4条の2に規定される、撤去された自転車等を引き取りに来た利用者から、撤去に要した費用として徴収されるものである。

##### ① 放置自転車等撤去の目的

公共の場所に自転車等が放置されることにより、通行者の通行に著しい障がいがあり、又は災害時における緊急活動及び避難行動に支障があると認められる地域は自転車等放置禁止区域（以下、「禁止区域」という。）として区長が指定しており、当該禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができるものと定められている。

##### ② 放置自転車等撤去手数料の各年度の推移

放置自転車等撤去手数料の各年度の収入額は次のとおりである。

(単位：円)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放置自転車等撤去手数料	59,703,000	52,096,000	45,176,000

##### ③ 撤去手数料

条例等に規定される撤去手数料は次のとおりである。

種別	金額
自転車	1台につき3,000円
原動機付自転車	1台につき5,000円
自動二輪車	1台につき10,000円

#### ④保管所

撤去された自転車等は、区が管理する保管所に保管されることとなっている。  
平成 29 年度の保管所は次のとおりである。

- ・第 1 保管所
- ・第 2 保管所
- ・第 3A 保管所
- ・第 3B 保管所
- ・第 5 保管所
- ・第 6 保管所

#### ⑤撤去台数・警告台数の推移

各年度の撤去台数及び警告台数の推移は次のとおりである。

項目 \ 年度		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
撤去台数	自転車	30,647 台	26,981 台	23,568 台
	バイク	295 台	214 台	190 台
	合計：(a)	30,942 台	27,195 台	23,758 台
警告台数：(b)		156,959 台	143,085 台	129,685 台
撤去率：(a)/(b)		19.7%	19.0%	18.3%
撤去回数		3,025 回	2,845 回	2,788 回
警告回数		5,362 回	5,299 回	5,484 回

この推移をみると、この撤去台数及び警告台数とも減少傾向にある。

これは、禁止区域周辺の自転車等駐車場の整備、撤去警告の増加に伴い、撤去を避けるための自転車等使用者の意識が向上したことが要因にあると考えられる。

#### 2) 実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・各年度の撤去関連資料の閲覧
- ・撤去台数、警告台数等に関する分析
- ・無作為サンプル抽出に基づく撤去手数料収入の検算

#### 3) 監査の結果

##### (指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

### (3) 証明手数料

#### 1) 監査対象項目の概要

証明手数料とは、道路幅員証明、地籍調査の成果証明、土地境界図証明等の証明書の発行手数料である。

#### ①証明手数料の各年度の推移

証明手数料の各年度の収入額は次のとおりである。

(単位：円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
証明手数料	415,500	463,200	439,200

#### ②証明手数料の額

「大田区手数料条例」に、「土地又は建物に関する証明」として、1 件につき 300 円と定められている。

#### 2) 実施した監査手続

- ・ 所管課に対するヒアリング
- ・ 道路幅員証明書受付簿の閲覧
- ・ 収納金日報綴りからサンプリングした、収納金日報と各種ジャーナル（日計部門精算及び日計取引精算）の照合及び検算

#### 3) 監査の結果

##### (指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

#### (4)屋外広告物許可手数料

##### 1) 監査対象項目の概要

##### ①屋外広告物許可手数料の意義

屋外広告物許可手数料とは、「東京都屋外広告物条例（昭和 24 年東京都条例第 100 号）」の規定に基づいて納付される許可申請手数料である。

本条例には、禁止区域以外の地域又は場所に、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を得なければならず、この許可を受けようとする者は、申請時に所定の手数料を納付することとされている。

「大田区手数料条例」には、「東京都屋外広告物条例第 23 条の規定に基づく屋外広告物の表示及びこれを掲出する物件の設置の許可の申請に対する審査」事務としてその額が定められている。

##### ②屋外広告物許可手数料の各年度の推移

屋外広告物許可手数料の各年度の収入額は次のとおりである。

(単位：円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
屋外広告物許可手数料	20,065,460	17,403,400	16,800,720

### ③手数料の額

「大田区手数料条例」に規定される屋外広告物許可申請手数料の額は次のとおりである。

名称及び額（1件につき） (*1)			許可期間 (*2)	徴収時期 (*1)
(1) 広告塔	面積5平方メートルまでごとにつき	3,220円	2年以内	許可申請 のとき
(2) 広告板	面積5平方メートルまでごとにつき	3,220円	2年以内	
(3) 小型広告板	1枚につき	400円	1年以内	
(4) はり紙・はり札等	50枚までごとにつき	2,250円	1月以内	
(5) 広告旗	1本につき	450円	1月以内	
(6) 立看板等	1枚につき	450円	1月以内	
(7) 電柱又は街路灯柱の利用広告	1枚につき	310円	1年以内	
(8) 標識利用広告	1枚につき	210円	1年以内	
(9) 宣伝車	1台につき	4,950円	1年以内	
(10) バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	1枚につき	610円	1年以内	
(11) 前記以外の車体利用広告	1台につき	1,950円	1年以内	
(12) アドバルーン	1個につき	2,850円	1月以内	
(13) 広告幕	1張につき	990円	1月以内	
(14) アーチ	1基につき	10,630円	2年以内	
(15) 装飾街路灯	1基につき	5,010円	2年以内	
(16) 店頭装飾	1基につき	19,800円	1月以内	

備考：

(\*1)「名称及び額（1件につき）」及び「徴収時期」については、東京都屋外広告物条例及び大田区手数料条例に定められている。

(\*2)「許可期間」については、「東京都屋外広告物条例施行規則」に定められている。

### 2)実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・平成29年度の屋外広告物許可申請の受付簿の閲覧

- ・平成 29 年度の屋外広告物許可申請の一覧より無作為サンプリングした案件について、関係書類（屋外広告物許可申請書等）の査閲
- ・無作為サンプリングした案件について、手数料金額の検算

### 3) 監査の結果

#### (指摘 No. 1)

申請書類等に以下のような不備が散見された。

新規/継続	許可番号	不備の事項
継続	10092	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物許可申請書の申請月日の未記入</li> <li>・屋外広告物許可申請書の申請者電話番号未記入</li> <li>・申請委任状の委任月日の未記入</li> <li>・屋外広告物許可申請書別紙の広告物規模の一覧表の記載事項の手書きによる修正に訂正印なし</li> <li>・屋外広告物自己点検報告書の報告月日未記入</li> <li>・屋外広告物管理者変更届の届出月日未記入</li> </ul>
新規	10289	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外広告物許可申請書の記載事項(1 表示又は設置の場所、5 表示期間)訂正の訂正印なし</li> <li>・屋外広告物設置承諾書の年月日未記入</li> <li>・同承諾書の記載事項訂正が、承諾捺印者の社印ではなく、個人認印にて行われている</li> </ul>

関係書類の記載不備等は、適宜適切に訂正・保全されることが必要である。

### 第3項 補助金・受託収入

#### 1. 土木費補助金（国庫補助金）

(1) 各年度の収入額

国庫補助金として計上される土木費補助金の内訳および各年度の収入額は次のとおりである。

(単位:円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
道路橋梁費補助金	291,720,000	163,400,000	187,050,000
1-1. 都市計画道路事業	163,820,000	30,300,000	41,300,000
1-2. 橋梁の長寿命化修繕計画・整備等	4,400,000	23,100,000	8,250,000
1-3. 道路整備費	101,500,000	110,000,000	137,500,000
交通結節点改善事業費	22,000,000	—	—
公園費補助金	94,912,000	70,000,000	180,900,000
2-1. 公園用地費	65,420,000	49,300,000	146,200,000
2-2. 公園整備費	29,492,000	20,700,000	34,700,000
土木費補助金（国庫補助金）	386,632,000	233,400,000	367,950,000

(2) 国庫補助金の概要

上記の国庫補助金は、すべて「社会資本整備総合交付金」である。

社会資本整備総合交付金とは、「社会資本整備総合交付金交付要綱」（平成 22 年 3 月 26 日制定 平成 30 年 7 月 13 日最終改正）（以下、「要綱」という。）の定めに従い国から交付されるものである。

要綱によれば、当該交付金は、「地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的」として、「地方公共団体等が作成した社会資本の整備その他の取組に関する計画に基づく事業又は事務の実施に要する経費に充てるため、この要綱に定めるところに従い国が交付する交付金」である。

### (3) 国庫補助金対象事業の種類

平成 29 年度において、大田区では次の事業について交付申請し、認可されている。

#### 《平成 29 年度認可事業と補助金金額》

##### 1-1. 都市計画道路事業

(a) 「馬込・池上・洗足（まいせん）周辺地区都市再生整備計画」  
41,300,000 円

##### 1-2. 橋梁の長寿命化修繕計画・整備等

(b) 「大田区道 12-146 号線 呑川橋」 4,125,000 円  
(c) 「大田区道主要 21 号線 新橋」 4,125,000 円

##### 1-3. 道路整備費

(d) 「全大田区道等 道路照明」 74,250,000 円  
(e) 「大田区道 18-1、18-2 号線 電線共同溝」 63,250,000 円

##### 2-1. 公園用地費

(f) 「佐伯山緑地用地購入」 146,000,000 円

##### 2-2. 公園整備費

(g) 「佐伯山緑地造成工事[擁壁]その 1」 12,100,000 円  
(h) 「多摩川台公園改良工事[増設]」 13,600,000 円  
(i) 「多摩川台公園安心安全対策事業」 5,000,000 円  
(j) 「佐伯山緑地造成工事[擁壁]その 2」 4,000,000 円

### (4) 監査対象と所見

以下、それぞれの国庫補助金について記載する。

#### 1) 都市計画道路事業

(a) 「馬込・池上・洗足（まいせん）周辺地区都市再生整備計画」

##### ①事業の概要

馬込・池上・洗足（まいせん）地区において、良好な自然環境や居住環境を活かし、環境と防災に配慮した空間づくりなどの都市基盤整備等により、誰もが緑などの自然に親しみ生きいきと、安心・安全に暮らせる魅力的なまちづくりを進めることを目的として計画された。

### (計画概要)

実施期間：平成 26 年度～平成 30 年度（5 年間）

計画の目標：

- ・区部における都市計画道路の整備方針の優先整備路線の整備率を 17.6%(平成 25 年度)から 47.3%(平成 30 年度)に高める。
- ・大田区の緑に関する取組に対する満足度を 62.5%(平成 25 年度)から 67.7%(平成 30 年度)に高める。
- ・公園やネットワークを整備することにより、まちの魅力度を 71.4%(平成 25 年度)から 75%(平成 30 年度)に高める。

平成 29 年度の基幹事業：

- ・大田区地方道 320m の整備
- ・補助線街路第 43 号線 275m の整備
- ・佐伯山緑地 1.1ha の整備

平成 29 年度の補助金収入額：41,300,000 円

### ②実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・整備計画の概要の把握
- ・補助金申請・収受手続に関する一連の書類の閲覧

### ③監査の結果

#### (指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

## 2) 橋梁の長寿命化修繕計画・整備等

### (b) 「大田区道 12-146 号線 呑川橋」

#### ①事業の概要

大田区道 12-146 号線「呑川橋」は、旧呑川に架かる橋であり、昭和 32 年に建設されてから約 59 年が経過している。平成 26 年度に実施された橋梁定期点検において、損傷状況を確認したところ、道路橋の機能に支障は生じてはなかった。しかし、予防保全的な修繕計画を継続的に実施していくために、平成 27 年 3 月に策定された大田区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成 28 年度に橋梁補修設計を実施し、平成 29 年度は、伸縮装置取替や躯体補修が実施された。

(計画概要)

所在地：大田区大森東四丁目 40 番先から大森南一丁目 6 番先

延長・規格：橋長 10.8m、幅員 4.5m、PC 単純床版橋

事業着手年度：平成 29 年度

終了予定年度：平成 29 年度

全体事業費：20 百万円

平成 29 年度執行予定事業費：7.5 百万円

平成 29 年度の補助金収入額：4,125,000 円

②実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・修繕計画の概要の把握
- ・補助金申請・収受手続に関する一連の書類の閲覧

③監査の結果

(指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

(c)「大田区道主要 21 号線 新橋」

①事業の概要

大田区道 21 号線「新橋」は、二級河川「内川」に架かる橋である。昭和 33 年に建設されてから約 58 年が経過している。平成 26 年度に実施された橋梁定期点検において、損傷状況を確認したところ、道路橋の機能に支障は生じてはいなかった。しかし、予防保全的な修繕計画を継続的に実施していくために、平成 27 年 3 月に策定された大田区橋梁長寿命化修繕計画に基づき、平成 28 年度に橋梁補修設計を実施し、平成 29 年度は、伸縮装置取替や躯体補修が実施された。

(計画概要)

所在地：大田区大森東一丁目 19 番先から大森南二丁目 33 番先

延長・規格：橋長 21.0m、幅員 5.6m、PC 単純 T 桁橋

事業着手年度：平成 29 年度

終了予定年度：平成 29 年度

全体事業費：20 百万円

平成 29 年度執行予定事業費：7.5 百万円

平成 29 年度の補助金収入額：4,125,000 円

②実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・修繕計画の概要の把握
- ・補助金申請・収受手続に関する一連の書類の閲覧

③監査の結果

(指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

3) 道路整備費

(d) 「全大田区道等 道路照明」

①事業の概要

平成 25 年 10 月に「水銀に関する水俣条約」が採択され、平成 28 年 2 月に日本は条約を締結している。

これにより、平成 32 年以降高圧蛍光水銀ランプの製造及び輸出入が禁止されることとなり、区道に設置されている小型街路灯およそ 21,000 灯のほとんどが使用できなくなる。

また、小型街路灯の大半は、平成 24 年度に決定された大田区街路灯設置基準の照度基準を満たしていない。

これらの状況をふまえて、大田区では、ライフサイクルコストの面で優れる LED20VA 街路灯（水銀灯 100W クラス）を主に設置することとした。

これは、二酸化炭素排出量削減および省電力化を図ることで環境に配慮しつつ、歩行者・自転車の夜間の視認性を確保することで区道等における交通の安全を図ることを目的とするものである。

(計画概要)

全体事業費：	765 百万円
平成 29 年度事業費：	135 百万円
延長：	10,431 基
事業着手年度：	平成 26 年度
進捗率：	86%（平成 29 年度末予定）
供用目標年度：	平成 30 年度
平成 29 年度の補助金収入額：	74,250,000 円

## ②実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・修繕計画の概要の把握
- ・補助金申請・収受手続に関する一連の書類の閲覧

## ③監査の結果

### (指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

## (e)「大田区道 18-1、18-2 号線 電線共同溝」

### ①事業の概要

大田区東海一丁目の大田スタジアム北側および隣接する品川区八潮四丁目付近には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設として、ホッケー競技場の整備が予定されている。競技会場周辺では、来訪者の増加が想定される。このため、大田区では、大会関係者や来訪者の円滑な移動の実現、景観整備や災害時の安全確保の観点から、会場周辺の無電柱化事業を実施することとしている。平成 29 年度は、電線共同溝の本体構築工事（延長約 350m）および引込連携管工事（延長 690m）が実施された。

### (計画概要)

全体事業費：	265 百万円
平成 29 年度事業費：	115 百万円
延長：	690m
（のべ延長：	690m）
事業着手年度：	平成 28 年度
進捗率：	67%（平成 29 年度末予定）
供用目標年度：	平成 31 年度
平成 29 年度の補助金収入額：	63,250,000 円

## ②実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・修繕計画の概要の把握
- ・補助金申請・収受手続に関する一連の書類の閲覧

### ③監査の結果

#### (指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

### 4)公園用地費、公園整備費

#### ①事業の概要

##### ア. 佐伯山緑地関連

大田区中央五丁目 30 番の佐伯栄養専門学校の敷地であった土地を、都市公園法上の都市緑地として整備する事業である。

これは、区内のみどりの機能拡充を図り、みどりの拠点を形成することを目指し、「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づく優先整備区域の早期整備や、内陸部での新たなみどりの拠点となる公園・緑地の整備を目的とする整備事業の一環として行われている。

#### (f)「佐伯山緑地用地購入」

(計画概要)

実行時期：平成 29 年 9 月

平成 29 年度の補助金収入額：146,000,000 円

#### (g)「佐伯山緑地造成工事[擁壁]その 1」

(計画概要)

平成 28 年度からの繰り越し事業

場所：大田区中央五丁目地先

公園施設整備：A=3,500 m<sup>2</sup>

擁壁整備：L=76m、H=4.5m

工事着手：平成 28 年 10 月

工事完成：平成 29 年 5 月

平成 29 年度の補助金収入額：12,100,000 円

#### (j)「佐伯山緑地造成工事[擁壁]その 2」

(計画概要)

工事着手：平成 29 年 9 月

工事完成：平成 30 年 3 月

平成 29 年度の補助金収入額：4,000,000 円

これらは、馬込・池上・洗足（まいせん）周辺地区都市再生整備計画事業に

対する補助金として交付されている。

#### イ. 多摩川台公園関連

大田区は、田園調布・多摩川沿い周辺地区都市再生整備計画事業の一環として、多摩川台公園の改良工事を進めている。

平成 26 年度に公園内の移動円滑化について実地調査し、その結果を基に公園内のバリアフリー化を計画的に進めている。平成 29 年度は虹橋周辺の改良工事、宝來山古墳周辺の設計を行う。また、老朽化している虹橋についても改修工事を行う。

#### (h) 「多摩川台公園改良工事[増設]」

(計画概要)

事業名：田園調布・多摩川沿い周辺地区都市再生整備計画  
(平成 28 年度からの繰り越し事業)

場所：大田区田園調布一丁目地先

規模：A=890 m<sup>2</sup>

工事着手：平成 28 年 7 月

工事完成：平成 29 年 5 月

平成 29 年度の補助金収入額：13,600,000 円

#### (i) 「多摩川台公園安心安全対策事業」

(計画概要)

事業名：田園調布・多摩川沿い周辺地区都市再生整備計画  
(平成 28 年度からの繰り越し事業)

工事着手：平成 29 年 8 月

工事完成：平成 30 年 3 月

平成 29 年度の補助金収入額：5,000,000 円

#### ②実施した手続

- ・ 所管課に対するヒアリング
- ・ 計画の概要の把握
- ・ 補助金申請・収受手続に関する一連の書類の閲覧

#### ③監査の結果

(指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

## 2. 土木費補助金（都補助金）

### (1) 各年度の収入額

都補助金として計上される土木費補助金の内訳及び各年度の収入額は次のとおりである。

(単位:円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
道路橋梁費補助金	50,177,400	63,079,000	95,680,000
1) 地籍調査事業交付金	32,325,000	20,034,000	12,954,000
2) 道路整備費	17,852,400	43,045,000	82,726,000
土木管理費補助金	3,996,000	87,952,800	17,777,500
3) 自転車利用総合対策事業	3,996,000	10,712,800	17,377,500
4) 公園整備費	—	77,240,000	400,000
土木費補助金（都補助金）	54,173,400	151,031,800	113,457,500

### (2) 監査対象と所見

#### 1) 地籍調査事業交付金

##### ①事業の概要

##### ア. 地籍調査事業交付金の意義

地籍調査事業交付金とは、国土調査法の規定に基づき市町村等が実施する地籍調査の経費の一部を国及び都道府県が負担分を市町村等に交付するものである。

国は、国土調査法に基づき市町村等が実施する地籍調査に必要な経費の一部（2分の1）について、国庫負担金を都道府県に交付する。

その後、都道府県は、都道府県の負担分を加えた負担金を市町村等に交付する。結果的に、市町村等は、市町村等が実施する地籍調査に必要な経費の4分の3が国・都道府県により負担金として補助されることとなる。

##### イ. 実施事業

事業目的：地籍の明確化を図るため

調査地区：

北糺谷二丁目

羽田六丁目の一部

大森西五丁目の一部

南蒲田一丁目、南蒲田二丁目の一部  
事業着手：平成 29 年 7 月  
事業完了：平成 30 年 3 月

ウ. 補助金額（平成 29 年度）  
12,954,000 円

②実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・事業の概要の把握
- ・補助金申請・収受手続に関する一連の書類の閲覧
- ・補助金額の検算

③監査の結果

**（指摘事項なし）**

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

2) 道路整備費

①事業の内訳

ア. 「オリンピック・パラリンピック施設周辺道路整備事業費（電線共同溝整備）」  
(ア) 事業の概要

大田区東海一丁目の大田スタジアム北側および隣接する品川区八潮四丁目付近には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設として、ホッケー競技場の整備が予定されている。競技会場周辺では、来訪者の増加が想定される。このため、大田区では、大会関係者や来訪者の円滑な移動の実現、景観整備や災害時の安全確保の観点から、会場周辺の無電柱化事業を実施することとしている。平成 29 年度は、電線共同溝の本体構築工事（延長約 350m）および引込連携管工事（延長 690m）が実施された。

(イ) 計画概要

全体事業費：	265 百万円
平成 29 年度事業費：	115 百万円
延長：	690m
（のべ延長：	690m）
事業着手年度：	平成 28 年度

進捗率： 67%（平成 29 年度末予定）  
供用目標年度： 平成 31 年度

(ウ) 補助金額（平成 29 年度）  
51,750,000 円

#### イ. 「東京都自転車推奨ルート計画に基づく自転車走行空間整備事業費」

##### (ア) 事業の概要

以前より東京都では、「東京都自転車走行空間整備推進計画(平成 24 年 10 月)」等に基づき、都道において自転車走行空間の整備を進めている。この取組に加え、国道・都道・区市道等の区別なく自転車が走行しやすい空間を連続させ、より安全に回遊できる、ネットワーク化された自転車推奨ルートを設定し、国や区市等と整備していく計画である。

都は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催時に、外国からの来訪者を含め誰もが大会の雰囲気や観光地のにぎわいを自転車で楽しめるよう計画を進めている。

この計画上、競技会場や主要な観光地の周辺 7 地区を対象に自転車推奨ルートを設定している。この 7 地区の内、「大井ふ頭中央海浜公園周辺地区」の一部が大田区の管区にあたる。

##### (イ) 計画概要

路線：大田区道主要第 65 号線 ほか 7 路線

箇所：大田区大森北二丁目 13 番地内から大森北二丁目 18 番地内まで  
ほか 10 か所

着手：平成 29 年 7 月

完了：平成 30 年 3 月

(ウ) 補助金額（平成 29 年度）  
10,976,000 円

#### ウ. 「呑川緑道散策路サイン整備工事」

##### (ア) 事業の概要

大田区は区内の水と緑のネットワークを活かした散策路整備に取り組み、その一環として区内を流れる呑川沿いの呑川緑道を観光資源として、区民や観光で大田区を訪れる人が快適に区内を回遊できる環境を整備することを目的とする。

平成 22 年度から「呑川緑道」や「桜のプロムナード」でのサイン整備基本計画を作成し、平成 26 年度に 2020 年東京オリンピック・パラリンピック開催を視野に入れた基本計画の見直しを行っている。平成 28 年度にスポーツ・健康・観光の流れを受けたサイン整備実施設計を実施している。これを受け、平成 29 年度はサイン整備工事を行う。

#### (イ) 計画概要

総事業費：61,458,480 円

補助対象経費：61,458,480 円

補助金交付申請額：20,000,000 円（上限）

着手：平成 29 年 7 月

完了：平成 30 年 3 月

#### (ウ) 補助金額（平成 29 年度）

20,000,000 円

「東京の多様性を活かした観光まちづくり推進支援事業費補助金」の対象事業として、東京都より交付されている。

#### ②実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・事業の概要の把握
- ・補助金申請・収受手続に関する一連の書類の閲覧

#### ③監査の結果

##### （指摘事項なし）

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

### 3) 自転車利用総合対策事業

#### ①事業の内訳

##### ア. コミュニティサイクル試行事業費

##### (ア) 事業の概要

コミュニティサイクルとは、一定の地域内に設置されたサイクルポート（駐輪場所）であれば、どこでも自転車を借り、また返却できるシステムである。

大田区では、コミュニティサイクル試行事業として、平成 29 年 3 月から 3 年間試行実施し、区民及び来訪者の利用状況、サイクルポートの適正配置、事業

の効果等の検証を行い本格導入の可否を判断するものとしている。

なお、平成 30 年 12 月現在、コミュニティサイクルは、大田区の他に、千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、江東区、品川区、渋谷区で実施されている。

#### (イ) 計画概要

補助対象経費：34,755,000 円（平成 29 年度）

事業予定期間：平成 29 年 3 月～平成 32 年 3 月

#### (ウ) 補助金額（平成 29 年度）

17,377,500 円（補助対象経費の 2 分の 1）

「ICT 技術を活用した自転車シェアリングの普及促進事業」として、「東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業」補助金の対象事業の一つとして(公財)東京都環境公社から交付されている。

#### ②実施した監査手続

- ・所管課に対するヒアリング
- ・事業の概要の把握
- ・補助金申請・収受手続に関する一連の書類の閲覧

#### ③監査の結果

**(指摘事項なし)**

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

#### 4) 公園整備費

##### ①事業の内訳

ア. 「公園防犯カメラ設置工事」（区内某公園）

##### (ア) 事業の概要

地元町会からの要望を踏まえ、区民の生活安全上の観点から防犯カメラを設置するものである。

#### (イ) 計画概要

総事業費：2,587,000 円

補助対象経費：1,200,000 円

交付申請額：400,000 円

(ウ) 補助金額 (平成 29 年度)

400,000 円

平成 29 年度「東京都区市町村立公園防犯設備整備補助金」の対象事業として、東京都より交付されている。

②実施した監査手続

- ・ 所管課に対するヒアリング
- ・ 事業の概要の把握
- ・ 補助金申請・収受手続に関する一連の書類の閲覧

③監査の結果

(指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。

### 3. 受託収入

- ・ 道路復旧費収入

1) 監査対象項目の概要

①道路復旧費収入の意義

「大田区特別区道路占用規則」に規定される、道路の掘削跡の復旧工事を行う場合に、復旧工事の終了後に道路を占用した者が納付する金銭のことである。

(参考)

「大田区特別区道路占用規則」

第 17 条 道路の占用に伴う道路の掘さく跡の復旧工事を占有者が行う場合は、占有者は、別に定める道路掘さく復旧工事監督事務費徴収単価表により算出した金額を納付しなければならない。ただし、区長が必要があると認める場合は、その全部又は一部を免除することができる。

2 法第 38 条の規定により、区長が自ら復旧工事を施行する場合は、占有者は、別に定める道路掘さく復旧費徴収単価表により算出した金額を納付しなければならない。

②道路復旧費収入の各年度の推移

各年度の収入額は次のとおりである。

(単位：円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
道路復旧費収入	165,607,752	146,292,717	211,045,781

2) 実施した監査手続

- ・ 所管課に対するヒアリング
- ・ 道路占用許可申請内容写、道路占用工事しゅん工届等関連書類の閲覧
- ・ 工種別道路掘削復旧費集計表、道路掘削復旧費入力確認表の閲覧
- ・ 無作為サンプリングした復旧工事の道路復旧費が、道路掘削復旧工事監督事務費徴収単価表(自費)、道路掘削復旧費徴収単価表(受託)に基づき、適切に計算されているかの確認

3) 監査の結果

(指摘事項なし)

上記手続の結果、特に問題となる点はなかった。